

第 9 回 赤平市農業委員会総会会議録

- 1 令和3年3月25日（木）第9回赤平市農業委員会を市役所3階第2会議室において開催した。
2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村	英昭	中西	幸一
元島	康裕	高橋	ノリ子
伊藤	修	池松	洋一
河崎	寿朗	鈴木	要助
浮田	直利	吉本	政史
菅井	星秋		

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 柳町 隆之 係長 相原 良治
主事 横山 千鶴子

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。
係長 相原 良治
主事 横山 千鶴子

- ## 5 本会議の案件は下記のとおり。

報告第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第72号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 6 本日の欠席委員は右記のとおり。なし。

- ## 7 議事內容

開會宣言	午後4時00分	閉會宣言	午後5時00分
------	---------	------	---------

第 9 回 赤平市農業委員会議事録

N〇1

局 長 定刻となりましたので、ただ今より 第9回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。

はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

局 長 本日の欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議 長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員を 6番菅井委員、7番中西委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全 員 異議なし

議 長 異議なしということですので、6番菅井委員、7番中西委員両氏を指名致します。それでは、ただいまより審議にはいります。日程第2報告第10号をお願いします。

事務局 報告第10号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてです。

法人の名称は株式会社 代表者の氏名は代表取締役 氏

主たる事務所の所在地は 市 町 番地であります。

経営面積は田は h a・畑は h a、総面積は h a で法人の形態は株式会社です。

決算の時期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までであります。

(定期報告読み上げ)

議 長 皆さんからこのことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 報告第10号は報告済みとします。日程第3議案第70号ですが、私が当事者でありますので吉本代理に議長を交替致します。

吉本代理議長を交替しました。日程第3議案第70号、利害関係のある 委員は退出願います。

《 委員退出》

再開します。事務局よりお願いします。

事務局 議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので、審議の上意見を求めます。

土地の所在は、住所が 市 町 丁目 番地 筆です。

公募、現況とも田が 筆で面積が m²、公簿、現況とも畑が 筆で面積が m²であります。

土地の貸主の住所は「 市 町 番地 氏」

土地の借主は住所が「 市 町 番地 氏」であります。

理由としましては、農地所有者が農地の維持管理が困難となり、その農地を使用したいという希望がありましたので今回の申請となりました。

この案件は賃貸借で、新規であります。調査書のとおり全て満たすと考えます。

図面については次ページのとおりです。

補足ですが、ここは 氏の隣地であり、 氏よりこの旨の話があつた時に、 氏に利用の意向を聞きました。 氏の息子さんは、仕事をしている為これ以上農地を拡大出来ないという返事でした。

このような理由があり、 氏が申出ました。以上です。

吉本代理のことについて何かありませんか。

高橋委員 3条の契約とうことは農用地区域外ということですね。

事務局 以前皆さんにお渡しした色分けした市内の図面でご確認下さい。この農地は農振区域となっております。

高橋委員 わかりました。

吉本代理他にありませんか。

菅井委員 場所が良く解らないのですが。

事務局 の道を挟んで川側の場所になります。

菅井委員 わかりました。

吉本代理他にありませんか。

元島委員 この契約期間は何年になりますか。

事務局 3年ですが、3条の場合は双方に解約の意思がない限り自動で更新されます。

元島委員 わかりました。

吉本代理他にありませんか。

菅井委員 今回、 氏は農地の拡大の意思がないということですが、数年後に借りたい、又は買いたいなどの意向はないですか。

事務局 この件で会長と伺った時に、 氏は離れ地も持っていてそこに大変手が掛かるそうです。

現在所有者もご高齢ですし、家族で行っているので他には手が回らない状況だとお話をされていました。

菅井委員 わかりました。

吉本代理他にありませんか。

全 員 ありません。

吉本代理ないということですので、議案第70号は決定してよろしいですか。

全 員 よろしいです。

吉本代理議案第70号は決定されました。 委員に入って頂きます。

《 委員入出》

委員、決定されました。

ここで議長を交替致します。

議 長 再開します。日程第4議案第71号をお願いします。

事務局 議案第71号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるます。

利用権の設定をする者の住所は、「 市 町 番地 氏」

利用権の設定を受ける者の住所は、「 市 町 番地 氏」

利用権設定に係る土地の表示は所在が、 市 町 番 の他 筆で、公簿・現況とも田で、面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田であります。

利用権設定期間の始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 力年です。

賃貸借料は反あたり 円であります。

この契約は更新です。調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議 長 このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 ないということなので、議案第71号を決定してよろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 議案第71号は決定されました。日程第5議案第72号をお願いします。

事務局 議案第72号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるます。

利用権の設定をする者の住所は、「 市 町 番地 氏」

利用権の設定を受ける者の住所は、「 市 町 番地 氏」

利用権設定に係る土地の表示は所在が、 市 町 番 の 筆で、公簿・現況とも田で、面積が m²であります。

利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田であります。

利用権設定期間の始期は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 力年です。

賃貸借料は反あたり 円であります。

この契約は更新です。調査書のとおり全て満たすと考えます。図面は次ページのとおりです。

議 長 このことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議長 ないということなので、議案第72号を決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 議案第72号は決定されました。議案は全て終わりました。

事務局よりお願い致します。

事務局 費用弁償ですが、3月25日の総会でて4月の中頃に皆様の口座に振込みます。

来月の総会で内訳を配布します。

確認です。この3月で農地賃借更新の案件が出るはずだったのですが、所有者さんが亡くなっていたというケースが2件ありました。

殆ど高齢の方が多いので、賃貸借更新の時は2~3ヶ月前に、相手の方と必ず確認を取って下さい。

又、地域の方にも折りがあればお伝え下さい。以上です。

議長 この件につきまして宜しくお願い致します。

他にありませんか。

全員 ありません。

事務局長最後に人事についてです。この度任期満了を迎えて横山主事が退職となりますので報告致します。

事務局 第8回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

6 菅井 星秋

7 中西 幸一